

2025 年 8 月

受益者の皆さまへ

株式会社パリミキアセットマネジメント

代表取締役 磯 野 昌 彦

**証券投資信託約款の変更（重大な約款変更）に関する
書面決議のお知らせ**

拝啓 時下益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社では、コードファンド（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、証券投資信託約款の変更（以下「約款変更」といいます。）に関し、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

なお、当お知らせにつきましては、法定手続きの一環として、対象となる受益者全員にお送りさせて頂くものです。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

1. 約款変更の理由と内容

当ファンドは、日本の皆様に本当に長期で安心して投資できる機会を提供することで、一人でも多くの皆様がお金から自由になり、本来のあるべき人生を歩んでいただくお手伝いをするを目的として運用を行っております。

この度、ファミリーファンド形式への移行により、複数の販売会社を経由し受益者の幅を広げることにより、運用資産の拡大を実現し、より効率的な運用を目指すために必要な約款変更を実施いたします。

なお、この度の約款変更に伴い、当ファンドの運用方針および商品性につきましては、従来通りで変更はございません。

2. 約款変更に関する日程

- ・ 書面決議の対象受益者の確定基準日 : 2025 年 8 月 7 日（木）
- ・ 議決権行使書面による議決権行使期限 : 2025 年 8 月 28 日（木）
- ・ 書面決議日（信託約款変更可否判断日）: 2025 年 8 月 29 日（金）
- ・ 信託約款変更日 : 2025 年 9 月 1 日（月）

3. 約款変更に関する条件

重大な約款変更に伴い、書面決議において、2025 年 8 月 7 日時点の受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる賛成を得られない場合には、投資信託約款の変更に係る手続きを中止します。

4. 議決権の取扱い

当ファンドの投資信託約款第 52 条第 1 項③の規定により、議決権を行使されない場合、また、賛否の表示がない議決権行使書は賛成の表示があるものとして取扱い、同一受益者の方が同一の議決権を複数回行使された場合は、無効として取扱います。

5. 諸手続きについて

2025 年 8 月 7 日時点の当ファンドの受益者のみなさまに対して、当議案に関する議決権行使書面を同封いたしますので、書面決議について議決権を行使される方は、2025 年 8 月 28 日（必着）までに、議決権行使書面に当ファンドの約款変更の賛否およびご署名
或いは押印の上、同封の返信用封筒にてご返送下さい。

当議案が可決（当ファンドにおいて、賛成する受益者さまの受益権の合計口数が、2025 年 8 月 7 日現在の受益権総口数の 3 分の 2 以上）となった場合は、2025 年 9 月 1 日をもって約款変更を行います。

書面決議の結果にかかわらず、当ファンドは投資信託約款の変更の手続き期間中におきましても、投資信託約款の変更について反対されたか否かにかかわらず、通常通り換金（解約）のお申込みを受け付けております。

書面決議において反対された受益者による受益権の買取請求は行いません。

6. 投資信託約款変更案の新旧対照表

「コードモファンド」（変更日：2025 年 9 月 1 日適用）

【新旧対照表】※下線部が変更事項

運用の基本方針

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
1. 基本方針	1. 基本方針
この投資信託は <u>パリミキ・ファミリーオフィス・マザー ファンド</u> を通じて、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。	この投資信託は <u>ファンド・オブ・ファンズ方式</u> により、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
2. 運用方法	2. 運用方法
(1) 投資対象	(1) 投資対象
<u>パリミキ・ファミリーオフィス・マザー ファンド</u> （以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。	<u>別に定める国内外の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）</u> を主要投資対象とします。
(2) 投資態度	(2) 投資態度
① 主として、 <u>親投資信託の受益証券への投資を通じて</u> 、信託財産の長期的な成長を目指します。	① 主として、 <u>別に定める国内外の投資信託証券に投資し</u> 、信託財産の長期的な成長を目指します。
② <u>親投資信託の受益証券</u> の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。	② <u>投資信託証券</u> の組入れ比率は、原則として高位を維持しますが、 <u>景気動向や市況動向を勘案して低位になることがあります。また、投資信託証券の銘柄の入替えを行なうことがあります。</u>
③ <u>親投資信託の運用にあたっては、以下の方針を基本とします。</u>	
a. <u>主として、別に定める国内外の投資信託証券に投資し、信託財産の長期的な成長を目指します。</u>	
b. <u>投資信託証券の組入れ比率は、原則として高</u>	

<u>位を維持しますが、景気動向や市況動向を勘案して低位になることがあります。また、投資信託証券の銘柄の入替えを行うことがあります。</u> ④ 市況動向や当ファンドの資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 (3) 投資制限 ① 投資信託証券（<u>親投資信託の受益証券を除きます。</u>）への<u>実質投資割合</u>には制限を設けません。 ② 同一銘柄の投資信託証券への<u>実質投資割合</u>は、原則として信託財産の純資産総額の 50%未満とします。ただし、信託約款又は規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については制限を設けません。 ③ 外貨建資産への<u>実質投資割合</u>には制限を設けません。 ④ 株式への直接投資は行いません。 ⑤ デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、<u>親投資信託</u>が投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ <u>親投資信託</u>の組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への<u>実質投資割合</u>は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。 3. 収益分配方針 (前略) ③ 留保益の運用方針	③ 市況動向や当ファンドの資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 (3) 投資制限 ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 50%未満とします。ただし、信託約款又は規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については制限を設けません。 ③ 外貨建資産への投資には制限を設けません。 ④ 株式への直接投資は行いません。 ⑤ デリバティブの直接利用は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。 3. 収益分配方針 (前略) ③ 留保益の運用方針
---	--

<u>留保益</u>の運用については、特に制限を設けません。委託者の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。 (後略)	<u>収益分配にあてなかった利益</u>の運用については、特に制限を設けません。委託者の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。 (後略)
--	--

コドモファンド信託約款

新	旧
(受益権の取得申込単位及び価額) 第12条 (前略) ② 前項の取得申込者は、委託者又は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、委託者(第40条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、又は委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。 (略) ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、<u>委託会社の判断で</u>受益権の取得の申込の受付けを中止すること及びすでに受けた取得申込の受付けを取り消すことができます。	(受益権の取得申込単位及び価額) 第12条 (前略) ② 前項の取得申込者は、委託者又は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、委託者(第40条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、又は委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。 (略) ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、<u>受益権の取得の申込の受付けを中止すること及びすでに受けた取得申込の受付けを取り消すことができます。</u>
(有価証券及び金融商品運用の指図範囲等) 第16条 委託者は、信託金を、主として株式会社パ <u>リミキアセットマネジメントを委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたパリミキ・ファミリーオフィス・マザー ファンド</u> <u>(以下「親投資信託」といいます。)</u>の受益証券の <u>ほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の</u> <u>規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げ</u>	(運用の指図範囲等) 第 16 条 委託者は、信託金を、主として別に定め <u>る国内外の投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券(振替投資信託受益権を含みます。))および投資法人または外国投資法人の投資証券(振替投資口を含みます。))をいいます。以下同じ。)</u>の他、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各

る権利を除きます。)に投資することを指図します。<u>また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限りま</u> <u>す。）をもって親投資信託の受益証券に投資するこ</u> <u>とを指図することができます。</u> (略) 5. <u>親投資信託の組入投資信託証券が、一般社団</u> <u>法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャ</u> <u>ーがルックスルーできる場合に該当しないとき</u> <u>は、同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、</u> <u>信託財産の純資産総額の10%以内とします。</u> 6. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一 の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エ クスポージャーおよびデリバティブ等エクスポ ージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、 原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすること とし、当該比率を超えることとなった場合には、一 般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以 内となるよう調整を行います。	号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指 図します。 (略) 5. 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託 協会の規則に定めるエクスポージャーがルックス ルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の 投資信託証券への<u>投資</u>は、信託財産の純資産総額 の10%以内とします。 6. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一 の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エ クスポージャーおよびデリバティブ<u>取引</u>等エク スポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率 は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とす ることとし、当該比率を超えることとなった場合に は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該 比率以内となるよう調整を行います。
(一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図) 第27条 委託者は、信託財産に属する<u>親投資信託</u> <u>の受益証券</u>に係る信託契約の一部解約の請求及び 信託財産に属する有価証券の売却等の指図がで きます。	(一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図) 第27条 委託者は、信託財産に属する<u>投資信託</u> <u>証券</u>に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財 産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
<u>「付表」</u> (削除)	1. <u>信託約款第16条及び別に定める運用の基本方</u> <u>針に定める投資信託証券（金融商品取引法第2条</u> <u>第1項第10号及び第11号で定めるものをいいま</u> <u>す。）は以下の通りです。</u> ・<u>SBI 小型成長株ファンド ジェイクル（適格機</u> <u>関投資家専用）</u> ・<u>SBI 中小型成長株ファンド ネクストジャパン</u> <u>（適格機関投資家専用）</u> ・<u>SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイ</u> <u>ブ（適格機関投資家専用）</u> ・<u>アトランティス・ジャパン・オポチュニティーズ・</u> <u>ファンド USD クラス</u> ・<u>（アイルランド籍 US ドル建外国投資信託証券）・</u> <u>コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド 90（適格機</u> <u>関投資家限定）</u> ・<u>コムジェスト・エマージングマーケット・ファン</u> <u>ド 95（適格機関投資家限定）</u>

(削除)	・<u>ピクテ・ゴールド 為替ヘッジ付き (スイス籍オープンエンド型投資信託)</u> ・<u>コムジェスト世界株式ファンド (適格機関投資家限定)</u> ・<u>エピック UCITS-ネクスト・ジェネレーション・グローバル・ボンド UI</u> ・<u>(ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)・ストーンヘイジ・フレミング グローバル・ベスト・アイディア・エクイティ・ファンド (アイルランド籍オープンエンド型投資信託)</u> ・<u>モーラント・ライト・フジ・イールド・ファンド (アイルランド籍オープンエンド型投資信託)</u> ・<u>2Xideas UCITS-グローバル・ミッドキャップ・ライブラリー・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)</u> ・<u>コンウェーブ・トランジション・メタル・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)</u> ・<u>トリゴン・ニュー・ヨーロッパ・ファンド クラス D (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)</u> ・<u>メムノン・ファンドーメムノン・ヨーロッパアン・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)</u> ・<u>シンプレクス中計ファンド (ロング) (適格機関投資家専用)</u> ・<u>ニッポン・グロース (UCITS) ファンド (アイルランド籍オープンエンド型投資信託)</u> ・<u>ルーメン・ベトナム・ファンド (リヒテンシュタイン籍オープンエンド型投資信託)</u> ・<u>チカラ・インディアン・サブコンティネント・ファンド (アイルランド籍オープンエンド型投資信託)</u> ・<u>コンウェーブ・ゴールド・エクイティ・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)</u> ・<u>トリゴン・ニュー・ヨーロッパ・ファンド クラス C (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)</u> <u>上場投資信託証券及び上場投資証券については、信託財産の効率的な運用に資するため記載いたしません。</u>
-------------	--

<u>1.</u> 信託約款第3条の2第2項の別に定める併合前の信託の名称 ・追加型証券投資信託 らくちんファンド 併合日 2020年9月28日 ・追加型証券投資信託 かいたくファンド 併合日 2020年10月26日	<u>2.</u> 信託約款第3条の2第2項の別に定める併合前の信託の名称 ・追加型証券投資信託 らくちんファンド 併合日 2020年9月28日 ・追加型証券投資信託 かいたくファンド 併合日 2020年10月26日
<u>2.</u> 信託約款第3条の2第2項および第7条の2の別に定める「割当比率計算日」は次の通りとします。 ・追加型証券投資信託 らくちんファンド 割当比率計算日 2020年9月25日 ・追加型証券投資信託 かいたくファンド 割当比率計算日 2020年10月23日	<u>3.</u> 信託約款第3条の2第2項および第7条の2の別に定める「割当比率計算日」は次の通りとします。 ・追加型証券投資信託 らくちんファンド 割当比率計算日 2020年9月25日 ・追加型証券投資信託 かいたくファンド 割当比率計算日 2020年10月23日

本状に関しましてご質問、ご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせください。

株式会社パリミキアセットマネジメント お客様サポートチーム

お客様専用通話料無料ダイヤル:0800-5000-968

受付時間：営業日の9：00～17：00